

まちづくり公社とともに

平成24年10月

行政管理部行政管理課



静岡市まちづくり公社のこれまで①

設立期～高度成長期

- ・ 静岡大火に寄せられた義捐金を基金として設立。
- ・ 生活困窮者をはじめ多くの市民に住む場所を提供。
⇒住宅施策の充実、宅地分譲・造成事業等

高度成長期以降

- ・ 住宅の管理や宅地造成事業等の展開。
- ・ 公共的団体として、市の施設の管理を委託する。

公社は、多種多様な施設の管理を着実に
行ってきた。

↓
施設管理などの
ノウハウを蓄積

背景として

地方自治法に「公の施設」が制度化(S38)

↓
同時に公共団体、公共的
団体にしか施設の管理を
委託することが出来ない
制度が設けられた。

⇒
民間活力を導入すべく、
「公の施設の管理委託」
の対象が拡大(H4)

↓
地方公共団体が2分の1
以上出資する法人も対象
となった。

⇒
公共的団体である振興
公社（当時）に対し、
市のさまざまな施設の
管理を委託することが
出来るようになった。

↓
市の施設管理の受け皿
としての振興公社(当時)

静岡市まちづくり公社のこれまで②

管理委託制度から指定管理者制度へ(H15)

指定管理導入期

引き続き、住宅や駐車場の管理を行うとともに、これまでの市の施設の管理実績やノウハウを生かし、公募への適切な対応などにより、指定管理者として市の施設の管理を実施。

現在

住宅の管理をはじめ、駐車場の運営、管理。指定管理者としての市の施設管理を行うとともに、これらの管理を生かし、まちづくり事業を実施。

中心市街地活性化整備推進機構

中心市街地における
まちづくり業務

住宅管理業務

指定管理施設を
活用したまちづくり

生き生き暮らせる静岡市の創造



イコール・パートナーとしての役割

中心市街地における まちづくり業務

まちづくりの3本柱（行政、民間、まちづくり組織）の一角を担う「**中心市街地整備推進機構**」の指定をきっかけに、**行政と民間をつなぐ中間組織として、まちづくり事業を展開。**

住宅管理業務

公社所有住宅の管理など、**過去から蓄積したノウハウを活かした市営住宅の管理を通し、安心・安全に暮らせる快適な生活環境を提供。**



公益法人としての役割

経営判断に基づき実施

指定管理施設を活用 したまちづくり

これまでに蓄積した専門性を生かし、企画・提案力により、文化・スポーツ施設の管理を公募により実施。ヘリポートの管理については、地域振興などの提案力により、非公募で実施。

中心市街地整備推進機構として、高まりつつある 民間活動をさらに積極支援！

<まちの現況> 人口↓ 高齢化↑ 消費↓
商都静岡と呼ばれる本市において、かつてない危機感が

民間サイドで、まちづくりのコーディネーターを
行い、行政とつなぐ役割・民間の組織化を期待

大きな成果

- ・まちづくり支援センターの開設(23年4月)
- ・I LOVE しずおか協議会の発足(24年5月)

※静岡中心市街地の各商店街・大型店・静岡鉄道・民放4社・静岡銀行
等オール静岡の取組み

今後期待する具体的な事項

- ・ニーズがある他地区について、エリアマネジメントの組織化を支援
- ・七間町等の活性化に向けた取組み

住宅に困窮する高齢者や障がい者、低額所得者などの社会的弱者への市営住宅の安定供給

生き生き暮らせる静岡市の創造

安全・安心な生活

きめ細やかな対応

自然災害への迅速な対応

公社

住宅および生活に困窮している市民に低廉な家賃で居住できる住宅を提供してきた

市営住宅

低額所得者などの福祉的配慮が必要な市営住宅管理において市の要求するレベルに応えられる担い手が必要

イコールパートナーとして市営住宅の管理委託を実施

市民の生活環境の向上を目的として

今も一貫して変わらない目的

公社も市の期待に応えている

期待

- ・市住宅行政が進める居住支援施策との連携強化
- ・台風や地震などの自然災害への迅速な対応
- ・市営住宅運営の一貫した継続性、安定性の確保

今後の市の考え方

- まちづくり公社が実施する「中心市街地におけるまちづくり事業」及び「市営住宅の管理」については、生き生き暮らせる静岡市の創造を目指し、市の「イコール・パートナー」として進めていく。
- 公社の経営判断に基づき実施する指定管理業務を通じた地域振興・まちづくり事業については、市としても引き続き支援していく。